

# 官報

号外 昭和二十七年四月十五日

○第一回  
國會衆議院會議錄第三十一號

昭和二十七年四月十五日(火曜日)

●本田の会議に付した事件

に基づく行政協定の実施に伴う国

○副議長(若本信行君)　お説りいたしました。議員皆腰喜助君から、欧米各国における農業協同組合制度調査視察のため渡航につき、四月十二日から木会

突発いたしました日本航空株式会社の  
所属飛行機の事故につきまして、その  
概要を御報告申し上げたいと存じま  
す。

午後一時四十九分開講  
○副議長(岩本信行君) これ  
を開きます。

ります。この際これを許します。

明治二十五年三月三十一日

議事日程 第三十号

午後二時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案(内閣提出)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第五 平和條約第十二條による刑罰則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第六 生還保護委員会委員任命につき同意の件

第七 村上運輸大臣の航空事故に関する報告

第八 議員立法制限に関する野田建設大臣の発言に関する緊急質問(井上良二君提出)

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所徴法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所徴法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 平和條約第十一條による刑の執行及び救犯等に関する法律案(内閣提出)

日程第六 平和條約第十二條による刑罰則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第七 安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第八 安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○副議長 岩本信行君 お詰りいたしま  
内閣から、中央更生保護委員会委員に土田豊君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長 岩本信行君・起立多数。よつて同意するに決しました。

航空事故に関する村上国務大臣の報告

○副議長 岩本信行君) 混輪大臣から航空事故について発言を求められておりました。中央更生保護委員会委員に土田豊君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

第三百一便に就航しました。もく星号  
は、七時四十三分、羽田飛行場を離陸  
しまして、七時五十七分、館山上空に  
おいて所定の通過報告を発しました後  
は、まつたく連絡を断つたので、ただ  
ちにその捜査を開始いたしましたのであ  
ります。政府といましても、米国極  
東空軍、国家地方警察その他関係の方  
面の協力を得ると同時に、海上保安庁  
の巡視艇による捜索、また付近航行船

おいて所定の通過報告を発しました後は、まつたく連絡を断つたので、たちにその捜査を開始いたしたのであります。政府といたましても、米国極東空軍、国家警察その他関係各方の協力を得ると同時に、海上保安庁の巡視船による捜索、また付近航行船

山底のうちに一夜を徹した次第であります。翌十日午前五時半、捜査のため羽田を出発しました日本航空会社の機。索機は、午前八時五十分に、大島三原山の噴火口東側約一キロメートル、標高約二千五百メートルの地底に遭難機の残骸を見いたしましたので、急遽救助のため、国勢大島地区の搜索隊、消防隊などの現地派遣、または米空軍よりの飛行機の派遣、海上保安庁の救助艇の派遣等、でき得る限りの手配を講じたのであります。その後、現地警備本部大島地区の報告によりまして、この乗客並びに乗員全員の死亡が確認されるに至った次第であります。

現地は御神火茶屋から約六キロの地点にありまして、遺体の収容その他につきましては、非常に困難な作業でありましたにかかわらず、大島の国警隊、消防隊はもちろんのこと、元村並びに付近の官民の非常な御盡力によりまして、迅速に演習、納棺、安置をなし得た次第であります、まことに感謝にたえぬところであります。

日本航空会社は、遭難の確報を得ますと、ただちにヘリコプターによつて関係者が現地に急行しますと同時に、東海汽船株式会社の荷丸を用船いたしまして、御遺族を現地に輸送して、これらの御遺族とともに、翌十一

お引渡しした次第であります。なお  
社におきましては、来る十九日に合  
意電線を架地本廟寺においてとり  
い、丁重の法要を嚴修することにな  
ております。

政府いたしましては、遭難機発  
後、ただちに現地に航空庁の係官を差  
遣いたしまして、現場状態をありのま  
ま保存せしめて、今後の調査検討に準  
據なきを期しておるのであります。  
が、事故の原因探求につきまして、そ  
た独立後の運営に備えまして、迅速な  
つ的確な調査を行おしめるために、明  
係技術者、専門家等に委嘱しまして、  
航空事故調査会を運輸省内に設けまし  
て、昨日その第一回の会議を開いた次  
第であります。この調査会は、今後確  
確な結論を得るまで鋭意調査を進めま  
すが、事故の性質上、真相を明白にするには若干の時間を要するものと考  
られるのであります。

現在におきましては、航空運送事業  
の運営に拘しましては、昭和二十年十一  
月二十八日の、迪合國最高司令官から  
発せられました日本人の航空活動禁止  
に関する覚書によりまするが、その  
直接受飛行機を所有し、整備し、また運  
航することを禁止されておりますこと  
は御承知の通りでありまするが、その  
後、この覚書を前提として發せられま

て、整備、運航の実施面は、米国、ノースエスト航空会社と日本航空会社との間に締結した委託契約に基づきまして、ノースエスト株式会社が、極東空軍の監督のもとに責任を持つて行なう形態をとつておるのであります。しかしながら、平和條約発効後は、当然航空運送事業の運航についても自主的運営が期待されますので、政府は、その監督特に事故防止につきましては、諸般の万全の措置をとつて参りたいと考えておる次第であります。このため、まず、かねて準備中の航空法案をすみやかに国会に提出しまして、御審議を願うことにしておる次第であります。

遭難者のみなならず、遭難者の御近親の各位に対しましては、返す／＼もまことにお嘆の毒にたえない次第でありまするが、この際でき得る限り手厚き微弾慰藉の措置を講ずるよう、会社側に指示をいたしておる次第であります。

終りに重ねて申し上げますが、このたびの悲惨事につきましては、全国民に深甚なる衝撃心痛を與ふことありまするし、また民間航空事業再発足半年にしてこの事故を見たことは、返す返すも絶念じごくありますて、運輸大臣としまして、遺族者づゝこま

議員立法制限に関する野田建設大臣の発言に関する緊急質問（井上良二君提出）

○福永健司君 議事日程追加の緊急質問を提出いたします。すなわち、井上良二君提出、議員立法制限に関する野田建設大臣の発言に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられます。井上良二君。

〔井上良二君登壇〕

○井上良二君 議員立法制限に関する

（拍手）はい、申てて、野田國務大臣は、當時の東中談として、記者團に対し、總司令部の内政問題は國会の立法権者としての本権をどうするか止と調査するかが重要な問題となつて来る。特に予算に關係ある法律案を議員立法でかつてにつくり上げることになれば、憲法で保障された政府の予算編成権も無意味になり、國政上ゆめしき問題が生ずる。場合によつては議員立法に憲法違反の疑義さえあるので、慎重に検討の上、その解釋を早急に統一し合ひ、いずれにせよ、財政負担相の件う議員立法は何かの方法で調整する必要がある、と語つてゐるのであります。もしも、かくのごとき發言を行つたといたしますならば、その政治的責任はきわめて重大でござります。（拍手）それは、この發言が國会の立法権を削減し、否定する重大な發言でありまするがゆえに、野田建設省の、所管の建設行政や、行政管理官としての行政機構の改革に関する四月八日夜、福井県の災害調査に参りました途上、新聞記者團と会見して、国会を否定し、憲法を無視する重大大言を行つたのであります。このことに関し、当面の責任者たる野田國務大臣並びに總理の責任ある答弁を伺いたいと思うのであります。

大と先に後出ししたことを「後出し」といふ。

昭和二十七年四月十五日 染織院会議録第三十一号

五

した日本における国内航空事業の運営に関する覚書によりまして、日本航空

に対しまして哀悼のまことをささげるとともに、この義理を通じて国民を立

党を代表いたしまして緊急質問を試み

に深甚なる遺憾の意を表する次第であります。また同時に、将来かかる不祥ります。金上、新聞記者团と会見して、

官報(号外)

3

は吉田内閣の關係として、國務大臣として發言されているという点に、私は重大な問題があると考えておるのでござります。(拍手)私は、この新聞に報道されておりまする野田建設相の發言を見て、野田建設相は日本の憲法をいかに解釈し、国会の存在を何と考えているのが、まず伺いたいのであります。

日本国憲法の前文の中には、「そもそも國政は、國民の嚴嵩な憲託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その權利は國民がこれを享受する。」と規定してあります。また憲法第四十一条には、御承知の通り、「國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」と明記されてゐるが、この憲法の規定を野田國務相は否定されるのでありますか。(拍手)憲法のどこに、行政府が國会の立法権を制限できるという規定があるか、この點を明らかにしてもらいたい。(拍手)國会は政府の御用的な費賃機關ではありません。國会が立法機關として、また國民総目的として立法的手段をとることは、國会に與えられた當然の責任であり、義務であります。(拍手)また、かりに國會議員が提案した法律案が、國家財政と國費の支出に關係があるとしましても、その場合は、

国会がその法案の審議を通じて予算的申さないにしても、雑談的で申さう

措置を検討し、考慮しているのであつて、そのことが政府の予算編成を妨害するなどと考えることは、たなはだい見当違いであります。(拍手)國の行政府たる政府が、國權の最高機關を無視し、國会の立法権に答應するがことき態度をとることは、民主的政治を否定し、官僚と軍閥の独裁政治へ時代を逆行させようとする現われであつて、民主政治を擁護する立場から斷固封撃しなければならぬであります。(拍手)

この野田國務相の發言を重視いたしました私どもは、野田國務相が、かつて官僚として長い官僚生活を続けて來らされましたから、いよいよ近く占領が解け独立するにあたりまして、占領の間は占領軍にこびて、占領軍のきげんをとることによって自己の勢力を保持し、いよいよ占領から解放されて独立するのを機会に再び官僚と軍閥による独裁的な政治を改めておりはしないかと、この点について、きょうは

どうぞお聞きがおほせんから、後ほど總理大臣より明確に御答弁を願います。

なお私は、野田氏の答弁いかんによつて再質問を終りたいと思うのであります。(拍手)

同國務大臣は、この新聞報道は自分

の意見を正確に伝えたものではないと、(「國務大臣野田卯一看登場」)  
○國務大臣野田卯一看、ただいま井上良一君、(「國務大臣野田卯一看登場」)  
上院議員から御質問がありました。福井に行く途中の車中談として、おそらくは、議員立法を制限することについて、國務大臣としていかなる考へ方を持つておられるか、この点が一つ問題でございます。(拍手)

國会は政府の御用的な費賃機關では、

のとき、私は車中談として、あるいは、國務大臣として申し上げたことは全

く誤りであります。あなたが正式に報道を、今日まで何ゆえに放任してお

いう話をされて、万一千算が伴う請負

立法は、予算編成その他の立場から調

査が困難であるから、その点は一応考

えて、非常に誤解を招き——しかも憲法

事が誤りならば取消しを要求し、その

謝罪を要求すべきであるが、そういう

の親道であります。

そういう重大な報

道がされているのに、これに対して記

事が誤りならば取消しを要求し、その

謝罪を要求すべきであるが、そういう

の親道であります。

そのときに出た話の中で、今後予算に関

係する法律案、すなわちこれははつき

りしておりますが、たとえば昭和二十

年度とか、二十七年度とか、二十八

年度とか、あるいは二十九年度に何々

何年度とか、二十五年度とか、二十六

年度とか、あるいは二十七年度に何々

何年度とか、二十九年度とか、三十

年度とか、あるいは三十一年度とか、

三十二年度とか、三十三年度とか、

三十四年度とか、三十五年度とか、

三十六年度とか、三十七年度とか、

三八年度とか、三九年度とか、

三十年度とか、三一年度とか、

三二年度とか、三三年度とか、

三四年度とか、三五年度とか、

三六年度とか、三七年度とか、

三八年度とか、三九年度とか、

三十年度とか、三一年度とか、

ということを審議した後でなければ予算は成立しないのです。そういう点をもつとほつきりしてもらわぬと、政府が予算編成権を持つてゐるから、予算に従つて法律をつくれという考え方

（内閣提出）  
の目的を保障する第三條に基く行政協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律案

日本とアメリカ合衆国との間の  
安全保障協約第三條に基く行政協  
定の実施に伴う所得税等の臨時  
特例に関する法律案

この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいふ。

ア、劇場、新聞発行所その他との合衆国の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に位置された諸要塞で、合衆国軍隊の

に従つて法律をつくれといふ考の方  
か、この点は明確に御答弁を願いた  
い。それでないと、もう一べん私は再  
質問をいたしませう。(拍手)

## 財産の管理に関する法律案（内閣提出）

## (目的) の臨時特例に関する法律

し、又はこれに随伴するもの（通

## (所得稅法の特例)

○内務大臣(鶴田卯一君) ただいまの質問に対してもお答えいたします。

読売新聞の記事の問題は、私は知らなかつたのであります。東京に帰つてそれを聞きまして、読売新聞には非常に迷惑しているということを申し入れてあるのであります。善処を求めてあります。

官 報 (号 外)

それから、あとの点につきましては、私はこの問題に対して法律上の解釈を下しているのではありません。ただ問題があるだろうということを雑談のとき言つた。これに対して政府はどう考へるかといふことにつきましては、法務省あるいはその他担当大臣から、必要があれば答弁していただこうとにいたします。

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案  
(内閣提出)

の間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案、右四案を括して議題といたします。桑島長の契告を求めます。大蔵委員会理事小山昌規君。

とは、アメリカ合衆国をいう。  
この法律において「合衆国軍隊」とは、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保証條約（以下「條約」という。）に基き日本國の領域及びその附近に配備される合衆國の陸軍、海軍又は空軍をいう。

日本第一回に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することに日本本国が同意した施設及び区域をいふ。

この法律において「軍人用販売機関等」とは、合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、

讓渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得。

卷之三

ビリ・エヴァンス 食堂  
社交グラ

にに関して合衆国政府と締結した

契約（以下「建設業契約」という。）に基き日本において当該建築、維持又は運営に係る建設、維持又は運営のための事業をなすもの（但し、個人契約者としての）の当該建築、維持又は運営の事業から生ずる所得

人契約者の締結した建設契約に係る建設、維持又は運営の事業の用に供するため譲渡し、賃貸し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、賃貸又は遺贈により生ずる所得下、合衆国軍隊の権限ある官憲によつて当該譲渡旨の証明がされたもの。

因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により當該事漢、賄又は遺贈に因る所得である旨の証明がされたもの。

個人取引者若しくは法人取引者は、締結した建設等契約に係る建設維持若しくは運営の業務に従事するためのみ日本園に拘在する間又は軍人用販賣機關等が軍人販賣機關等である期間は、これらの者が同法施行地に住所及び居を有していない期間とみなす。

号又は前号に規定する資産を渡、贈與又は譲贈に因り取得した場合における当該取得に因り生ずる所得で、合衆国軍隊のや限ある官憲により当該取得に因る所得である旨の證明がなされたもの。

一 合衆國軍隊の構成員、軍威及び  
はこれらの者の家族が相続、賠償  
與又は遺贈に因り第三條第一項  
第二号又は第六号に規定する資  
産を取得した場合における當該  
資産の価額

二 個人契約者又はその者若しくは法人契約者の被用者が相続附與又は贈遺に因り第三條第一項第五号又は第六号に規定する資産を取得した場合における半

2 評議會の価額  
合衆國軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族に対する相続税法の適用については、これらの者が同法の施行地に住戸を有していない期間とみなす。

(簡易税法の特例)

昭和二十七年四月十五日

2  
資産の価額は、富裕階級の課税標準を定め、  
に算入しない。  
合衆国軍隊の構成員、軍属又は  
これらの者の家族に対する富裕階級の  
法の適用については、これらの者が  
がこれらの者として日本國に滞在す  
する期間は、これらの者が同法の  
施行地に住所及び居所を有してい  
ない期間とみなす。

二 個人契約者又は法人契約者が、その結した建設契約に係る  
建設、維持又は運営のみの事業の用に供するため、使用又は消費する物品で合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業をなすためにこれらの方者が使用又は消費する物品で政令で定めるもの

建設、維持又は運営のみの事業をなすために消費するもの。

十八條第三項、第六十三条及び第五  
六十六條の規定は、適用しない。  
但し、無後の刑に処する場合又は、  
収役及び罰金を併科する場合にお  
ける禁錮刑においては、この限り  
でない。

5 法人の代理人又は法人若しくは  
人の代理人、使用人その他従業  
者が、その法人又は人の業務又は

の日まで)に所課税額等に提出しなければならない。  
4. 物品税法の一部を次のよう改正する。  
第十三條に次の二項を加える。  
第一項第一号ノ適用ヲナタル物  
品ニシテ既ニ物品税ヲ課セラヒト  
ル又ハ課セラルベキモノナルトキ

卷之三

官 報 (号 外)

(印紙税法の特例)  
第八條 合衆国軍隊及び軍人用販売機関等が発する証書及び報知については、印紙税を課さない。

(物品税法の特例)  
第九條 政令で定める手続により所轄稅務署長の承認を要して製造場から提出する物品税法第一條に規定する物品で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、物品税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

(揮発油税法の  
第十條 政令で定める  
精製事業者の事務  
から引き取る額  
一項に規定する  
るものについて  
手続により、概  
る。

たときは、この限りでない手続によりて、  
認を受けて製造相手に  
揮発油税法第三條等  
は、政令で定めて  
揮発油を免除す  
揮発油税法第三條等  
は、政令で定めて  
揮発油を免除す

又は譲り受けた者は、  
政令で定める手続  
續行の規定によつて、  
受けた場合又は譲  
ては、譲受人か  
譲受に係る物品又は  
物品税又は拠差金

一條に規定する物  
該該に納入するため  
日から三月以内に  
するものについて  
する。  
項に規定する製造場  
物品の製造者は、  
除當該法律に係る  
場から移出されな  
きは、当該物品  
車輛、船舶、飛行機  
運送の場所を記載  
この法律施行後二

けた物品税  
品で、合衆  
この法律施  
製造場から  
は、物品税  
の法文を受  
この法律施  
物品でまだ  
いものがあ  
の品名、數  
者の名前及  
した書類  
方以内(當  
告 閲 実 全

品ヲ命令ノ定ム。又、  
シタル者命令ノ定ム。又、  
該物品ヲ輸出せば、  
ノ規定ニ拘ラズ、  
ノ物品取引微軟ス。  
已ムコトヲ得サ外  
シタルモニ付モ、  
タルトキ此ノ規  
本国とアメリカ合  
衆国との間の通  
商保護のため、  
保障條約第三條に  
基づて、本邦に  
於ける外國人、外  
國船の通航權を保  
存する法律案(内閣相  
手の法律案)を提出  
する法律案(内閣相  
手の法律案)を提出

手続ニ依リ購入  
ルトキハ第二項  
ニ購入者ヨリ其  
他、事由ニ因リ滅失  
府ノ承認ヲ受ケ  
ニ在ラズ

**第二條** この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。  
2 この法律において「合衆國軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国及びその附近に配備される合衆国の陸

的とする。

第十三号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)及び揮発

法明和十五年法律第三十五号

六十一号)、關稅定率法(明治四十  
三年法律第五十四号)、順稅法(明

第一回 二の段階は「本邦とアメ  
リカ合衆国との間の安全保障協約

政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特別に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三條に基く行政協  
定の実施に伴う関税法等の臨時特  
例に関する法律案

3 二の法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人並に現役中のものをいう。

合衆國の國籍を有する文民で合衆國軍隊に雇用され、これに勤務活動をして、又はこれに附随するもの（通常常日本国に在留する者並びに通常合衆國に居住する個人及びその者又は合衆國の法律に基づいて設立された、若しくは組織された法人の被用者を合衆國軍隊のための合衆國政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く。）を

5 この法律において「家庭」とは、  
合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶  
偶者及び二十一歳未満の子並びにその  
父母及び二十一歳以上の子でその  
生計費の十分の五以上を合衆国軍  
隊の構成員又は軍属が負担するも

6 この法律において「軍人用販賣場」  
機関等と云ふ、合衆国軍隊が公認して  
且つ、規則する海軍販賣所、ビーコン  
エクス食堂、社交クラブ、劇場、  
新聞発行所その他の合衆国の設立した  
外資金により合衆国軍隊の使用する  
る施設及び区域内に設置された施設  
機関で、合衆国軍隊の構成員及び  
軍属並びにこれらの者の家族の利用  
用に供せられるものをいう。

この精神において「教誨本意」と

は、通常は外國に居住する個人、  
又、該約第一項に掲げる目的の該  
行のために合衆國軍隊が使用する

(入相澄手続の免除)

の意これに對する事由にあり、第一項但書及び開港法第十八條の規定により難いときは、これがこの規定は、適用しない。

第五節 公用船又は合衆國政府が所有し、若しくは借り上げてある船舶で、合衆国により、合衆国の

(開発の危機)

ために著しくは余余地の管理の下に、  
に、公の目的をもつて運航され  
いるもの(以下「公用機」とい  
う)には、関税法第十條、第十一條、  
第十三條、第十四條、第十六條、  
第十七條及び第十九條から第二十二  
一條までの規定は、適用しない。  
但し、同法第十條第一項に規定す

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認訓練機關又は合衆国軍隊の公用に供するために入庫する物品で、当該軍隊又は機關が合衆国軍隊の公用に供すために輸入する物品であることに付し合衆国軍隊の権限による征用を明文またはその

る入港船、積荷目録及び旅客氏名表、同様第二項に規定する入港申請書類(積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足る)並びに同法第十三條に規定する出港申請書は、提出しなければならぬ。

一、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認機関が合衆國軍隊の公用に供するために入れる物品で、当該軍隊又は機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物品である。但し、前項の規定によると、軍隊の機関ある官憲による證明のされ土もの。

2. 前項但書の場合において、当該  
公用船又は公用機が第九節の規定  
らない。

による税關の検査を免離される事は、前項但書に規定する様荷目録又は旅客氏名表のうち當該貨物又は旅客に係る部分については、前項但書に規定する当該積荷目録又は旅客氏名表にその積載している旨を記載すれば足る。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認訓練機関及び軍人用製造機関  
用に供するために輸入する物品  
で、当該軍隊又は機関が合衆國軍隊の公用に供するために輸入する物品である場合に於ける輸入税による征税の方法  
明のされよとの

二 軍人用製造機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれら者の者の家庭又は親類者等の用に供するため輸入する物品で、当該機関がこれら者の者の用に供するため輸入する物品であることにつき各案相軍隊の機関ある旨意による該則のされたもの

三 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認訓練機関及び軍人用製造機関以外の者が、合衆国軍隊の専用に供するため又は合衆国軍隊が使用する製造者しくは物品に相当、追加若しくは加工するため輸入する物品で、当該物品がこれら者の目的のために輸入す

合衆國の憲法を保護するため

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認機関等が合衆国軍隊の公用に供するために入れる物品で、当該軍隊又は機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物品であることに付し合衆国軍隊の機関等が、軍需若しくはこれら者の家庭又は被執務者等の用に供するため輸入する物品で、当該機関がこれらの者の用に供するため輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の機関ある旨意による證明のされたもの。

軍隊の權限ある官憲による該問題のされ方の、  
四 合衆國軍隊の構成員、軍属若しくは  
しくはこれらの者の家族又は契約者等の  
内者等の引揚荷物及び携帶品  
五 合衆國軍隊の構成員若しくは  
軍属が自ら若しくはその家族の  
私用に供するため又は契約者等が  
が自己的の私用に供するために輸入する自動車（自動自転車も含  
む）及びその部品  
六 合衆國軍隊の構成員、軍属若  
しくはこれらの者の家族又は契  
約者等の私用に供するために合  
衆國軍事郵便局を通じて日本國  
に輸送される通常且つ相当量の  
衣服及合家庭用品  
(内田消費税の免除)  
第七條 油筋の規則の適用を受ける  
物品については、酒税、砂糖消費  
税、油税、骨ばい税及び揮発油  
税(以下「内田消費税」と)  
を免除する。但し、内田消費税の免  
除を受けて輸出された物品で、同  
様第二号に掲げる物品に該当する  
ものは、この限りでない。  
(内田及び内田消費税の割減)  
第八條 第六條の規定の適用を受け  
た同様第三号に掲げる物品で、税關  
が使用する施設若しくは物品に附  
合、混和若しくは加工されたこと

について、合衆国軍隊の権限ある官憲による証明がされないものについては、直ちに当該輸入人物品輸入した者から開闢及び内國消費税を追徴する。但し、当該輸入人物品が天災その他のむを得ない事由により滅失したことにつき税關の承認を受けた場合は、この限りでない。

混合し、又は当該輸入物品を原品として他の物品と交換しようとする場合には、当該手入、加工、取扱い又は製造は、税關長の承認した倉庫又は工場において行わなければならぬ。  
2 関稅法第一百一十九条ノ第三項、第二百一十九条ノ八及び第一百一十九条ノ九の規定は、前項に規定する倉庫又は工場について準用する。  
〔關稅免除物品の審議の制限〕

つは、「譲渡」と読み替えるものとする。

3、開製法第八十四條、第八十  
五條、第八十六條、第八十六條  
（第二項及び第六項を除く）。（九  
八十六條ノ三から第九十七條  
二までの規定は、前項の違反と  
事件の調査及び処分について准  
用する。）

（開製免許物品の譲受の制限）

第十二條 合衆国軍隊、合衆国軍  
隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、  
これらの者の家族及び被眷者等以外  
の者が、第六条の規定の適用を  
受けた物品を日本国内においてそ  
り受けよとすときは、開製免許  
を輸入とみなし、開製法及び開  
製免許法の規定を適用する。但  
し、当該物品が既に本項の規定  
により開製法及び開製免許法の適用  
を受けたものである場合は、この  
限りでない。

2、前條第一項の規定及び前項にお  
いて準用する開製法第三十二条の  
規定による申告及び検査並びに承  
諾は、致命で定めることによ  
り、一括して行ふことができる。

五條の規定の適用については、は  
規地城よりの引取とみなす。  
**(国税徴収法の準用)**  
**第十三編 第三節特書の規定による**  
徴収すると、人税及び第六條本文の  
規定により又は第十二條第一項の  
場合において閑税法の規定によ  
依する閑税の徴収については、  
國税徴収法の例による。  
**(差押物件の引取)**  
**第十四編 合衆国軍隊の所持する物品**  
品を閑税法の規定によって收め  
し、又は押留したときは、税關官  
は、するをかに當該物品と合衆國軍  
事隊に引取渡さなければならぬ  
い。  
**2 合衆国軍隊の所持する物品を**  
閑税法又はこの法律の規定によ  
て留置し、又は差し押えた場合は  
ないして當該閑税又は差押の軍事隊が  
消滅したときは、税關長は、する  
をかに當該物品を回復し又は差  
し押えた軍事隊に記載した文書と  
もに、当該物品を合衆国軍隊に引  
き渡さなければならぬ。

卷之三

卷之三

三

三

10

1

10

四



昭和二十七年四月十五日　衆議院会議録第三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案外三件

五四〇

この法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で合衆国軍隊のためのアメリカ合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本國にあるものを除く。」を

いう。

5 この法律において「家族」とは、

合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十歳未満の子並びに父母及び二十歳以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するも

のをも。

(国税犯則取締法及び関税法等の特例)

第三條 合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における国税犯則取締法又は関税法の規定による監査、捜索又は差押は、合衆国軍隊の機

限ある者の承認を受けて行い、又

は内税局長官、国税局長、税務署長若しくは税關長から合衆国軍隊の指揮官は、合衆国軍隊の身体若しくは財産又は合衆国軍隊の財産

の結果について御報告を申し上げます。

また四法律案の趣旨と内容の概略を御報告申し上げます。

3 前二項の規定は、たゞ二專税法

は、占領軍及びその關係者に対し相当

課税に関する法律案におきましては、

廣汎な免稅措置が講ぜられて來たので

あります。すなわち、合衆国

アルコール専税法(昭和十二年法律第十二号)、關稅法(明治三十年法律第八十八号)、保稅仓库

方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において

適用する国税犯則取締法又は關稅法の規定によつてする監査、捜索

又は差押について準用する。

附則

この法律は、條約の効力發生の日から施行する。

2

收稅官吏又は税關官吏は、前項

の規定による外、合衆国軍隊の構成員、軍屬若しくは家族の身体若しくは財產又は合衆国軍隊の財產

の結果について御報告を申し上げま

す。

3

前二項の規定は、たゞ二專税法

は、占領軍及びその關係者に対し相当

課税に関する法律案におきましては、

廣汎な免稅措置が講ぜられて來たので

あります。すなわち、合衆国

軍隊の構成員、軍屬またはこれら

の家族が、合衆国軍隊またはP.X等の

軍人用駕駁機関等における船員または

雇用により受ける給與所用等について

は所得稅を課さないのです。合

衆國の個人または法人で、合衆国軍隊

の使用する施設及び区域の建設、運営

等に関し合衆国と結んだ條約に基

く事業のみを行ひもののその事業から

生ずる所得等については、所得稅また

は法人稅を免除いたしております。通

じて、この特例措置は該当しない限り、

アメリカ軍人、軍隊、その家族等とい

えども、すべて日本人同様、課稅の適

用を受けるのであります。なおこの免

稅特典の適用防止についても、必要な

規定期間を行政協定及びこの法律に設けら

れおり、また政府当局の説明により

ますと、この運用についても、アメリ

カの當局者と十分連絡をとり、今後過

切な措置をすることをいたゞく旨明い

たしてあるのであります。

以下、法律のおもなる点について御

報告を申し上げます。

○小山長規君：たゞいま聽聞となりました、日本國とアメリカ合衆国との間

の安全保険條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律案外三法律案について、大臣

第一に、日本國とアメリカ合衆国と

第三に、日本國とアメリカ合衆国と

の間の安全保険條約第三條に基く行政

協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律案外三法律案について御

報告を申し上げます。

2

收稅官吏又は税關官吏は、前項

の規定による外、合衆国軍隊の構

成員、軍屬若しくは家族の身体若

しくは財產又は合衆国軍隊の財產

の結果について御報告を申し上げま

す。

3

前二項の規定は、たゞ二專税法

は、占領軍及びその關係者に対し相当

課税に関する法律案におきましては、

廣汎な免稅措置が講ぜられて來たので

あります。すなわち、合衆国

軍隊の構成員、軍屬またはこれら

の家族等につきまして、所得稅等の

課税に関する法律案におきましては、

は、因税犯則取締法または關稅法等に

よる臨時、捜索または差押等の更罰事件

を調査するため、合衆国軍隊の使用

する施設及び区域において因税犯則

取締法または關稅法の規定によつて臨

時、公の目的で運載されているもの

に対するトラン税を免除し、公用船が

輸送する場合等に於ける船舶等にお

いては、合衆国軍隊の構成員、軍屬またはこれら

の家族等が、合衆国軍隊またはP.X等の

軍人用駕駁機関等における船員または

雇用により受ける給與所用等について

は所得稅を課さないのです。合

衆國の個人または法人で、合衆国軍隊

の使用する施設及び区域の建設、運営

等に関し合衆国と結んだ條約に基

く事業のみを行ひもののその事業から

生ずる所得等については、所得稅また

は法人稅を免除いたしております。通

じて、この特例措置は該当しない限り、

アメリカ軍人、軍隊、その家族等とい

えども、すべて日本人同様、課稅の適

用を受けるのであります。なおこの免

稅特典の適用防止についても、必要な

規定期間を行政協定及びこの法律に設けら

れおり、また政府当局の説明により

ますと、この運用についても、アメリ

カの當局者と十分連絡をとり、今後過

切な措置をすることをいたゞく旨明い

たしてあるのであります。

以下、法律のおもなる点について御

報告を申し上げます。

○小山長規君：たゞいま聽聞となりました、日本國とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する報告書

〔最終章の附録に掲載〕

こととし、その施設及び区域外に於けるましては、合衆国軍人、軍属及び家族の身体財産については、このような制限を受けることなくして、間諜犯則取締法に基き直接日本の官吏が处分をすることができる」といたしてあります。その他ハコ専売法、アルコール專賣法、トン税法、保税倉庫法、地方税法等により、國稅犯則取締法または關稅法の規定を適用して隠喩、搜査する等も、右の措置に準ずることとしたておるのであります。

最後に、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保謄條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案につきましては、行政協定の規定によりまして、合衆国の軍隊の用に供することなります国有の財産の管理及び处分に關しまして、国有の財產法等の特別を設けようとするもづ

こととし、その施設及び区域外におきましては、全業軍人、軍属及び家族の身体財産については、このようないくつかの制限を受けることなくして、國税犯則取締法に基き直接日本の官吏が処分をすることができることいたしております。その他タバコ專売法、アルコール税法等には、従来の使用者に対する適用

り反対の意を述べられ、日本共産党を代表して深澤委員より反対の意が述べられました。

支、合衆国軍隊の構成  
の家庭等となつており  
は、合衆国の国籍を有  
する軍隊に雇用され、  
またはこれに随伴する  
ござります。随伴なる  
に、このあいまい模様

員、軍属及び  
する文民で、  
ます。軍属  
ものと規定し  
これに勤務  
として、とこ

その上で、結果派の手を取って、問題を解決するための話し合いで、改めて

の弊害を直ります。外因も  
燃い火消風車するところ  
行くことは  
ります。ま

入することになる  
タバコの取扱りに  
が、この不平等の  
の諸制度を公正に  
絶対にできない相  
て、弱い者にはき  
にはまことに卑屈

こととし、その施設及び区域外におきましては、合衆国軍人、軍属及び家族の身体財産については、このよくな制限を受けることなくして、國税犯則取締法に基き直接日本の官吏が処分をすることができる」といたしております。その他ハコ専用法、アルコール專用法、トン税法、保税倉庫法、地方税法等により、國税犯則取締法または関税法の規定を専用して監査、捜査または差押えを行ふ場合もつきまして、右の措置に準ずることとしておるのであります。

最後に、日本軍とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案につきましては、行政協定の規定によりまして、合衆国軍の軍隊の用に供することとなります国有の財産の管理及び处分に關しまして、国有財産法等の特別を設けようとするもの、

政府委員より提案理由の説明を聽取し、次いで數回にわたり質疑が行なわれましたが、なほんすぐ米国建設業者に対する所得税及び法人税免除による内

り反対の意を述べられ、日本共産党を代表して深澤委員より反対の意が述べられました。

次いで採決をいたしましたところ、起立多数をもつて四法律案は原案の通り可決いたされました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○鶴壁景(岩本信行君) 松尾トシ子君

君、

「松尾トシ子君登壇」

○松尾トシ子君

ただいま議題となりました。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第二条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案外三件に対し、私は日本社会党を代表いたしまして反対の意を表するものでござります。

そもそも私どもが安全保障條約に根本的に反対をいたしましたゆえんのものは、この條約に載つて、国際的には

員、軍屬及  
する民兵で  
これに勤務  
るものと規定  
ます。軍属が付す  
として、と  
ばとんど無職  
いります。また  
軍属が負担す  
るなむち、一  
の生計を營む  
茶の意味は了

濟に無益のである。されど、結果底どく處理して、之を家業供給する毛色の問題は、如何に解消せんか。明治政府は、非常事態がこれ程の日暮に及んで、特權を不當害が生じます。

用するもの、苦しみたこと、示しておる。生活の改善以降、不利益を得んて、闇の経済

入することになる。タバコの取扱りに、この不平等の諸事態公正に絶対にできない相手で、弱い者にはきてはまことに卑屈をもつてしては、運びた外国人に対する不等條約がわが国とは、身近な歴史であります。開拓の關係を轉つてよいと、不平等のことを、これを利用しとするもの等の弊害亂することは、火

○副議長(岩本信行君) 深澤義守君。[深澤義守君登壇]

○深澤義守君　いたいま上程されまつた四法律案に対しまして、日本共産党を代表し反対の意見を述べるものである。

本法案が、日米安全保障條約に基く  
行政協定を日本の税務行政の上に実施す  
るためのものであることは、言うまでも  
ないであります。日米安全保障條約が、  
アメリカのみの利益と安全の維持を目的

保障であり、アメリカのための極東戦略上の必要から出発して

いるものであることも明らかであります。その結果いたしまして、わが国士は——アメリカの軍事基地となり、わが国の政治も産業経済もこの線に沿つてはるゝ内に手を貸さざつゝこと

ことともまだ明らかであります。このたびの講和が、国民が長く待ち望んだところの独立ではなくして、完全にアメリカの属國化することになり、

國民生活は、無権利と困窮のうちに、  
植民地的な奴隸状態に転落して行くこと  
とも、わが党があらゆる機会に指摘し、  
反対して来たところであります。憲法案  
を無視いたしまして、国会の審議にかけ  
ることなしに、政府が独断的にアメ  
リカとの間にとりきめられたところの  
行政協定が発表されるに及びまして、  
今までわが党が指摘し、反対して来た  
ことが白日のもとに明らかになり、今  
や現実となつてゐるのであります。心

日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例 法律案外三件

五四

あるところの国民は、これに対しまして非常な反対の意見を持つておられます。このことに対する、わが国民は事前にうかがうるの国家憲法の決定と並んで、ことによつて

す。幸なわら、広漠なる治外法権を認めたこの行政協定は、わが明治の先輩者たゞ一人、松平義之（こうじ）によつて、

つたところの安政の條約以上の居留的  
なものであると、国民の大部分が民族  
的であります。  
また總理大臣の公文は、國連に加明  
するところの四十数箇國の軍隊が國連

的な憤慨をもつて政府に抗議をしてい  
るのであります。この付近に行動することの自由を確立  
したのであります。どこに日本のか虫かが  
なお許すべからざることは、緊急非  
の行動に従事する場合は、日本国内と  
的であります。

常事態に対しまして、その措置について  
ては日米両国が互に協議しなけれ  
ばならないとなつてゐるのであります  
があり、平和と安全の保障があるの  
あります。あるものは、原爆戦争の  
の危険と民族の破滅あるのみとらしめ

が、これは、清瀬、郎氏も批判して、いる通り、米国が日本に通告するといふことを裏切る、て大吉よ。これが考そるであります。和解と信頼の講和と自主独立の幻想に惑わされた日米は、

上に現在の隸屬關係においては、たゞ改正あるいは破棄の決意を持ちつつあるおそれがあるのであります。それ以降は、今後の本質を見きわめて、臣族の怒りに燃えつゝ、この先帝的條約

だアメリカから命令されるままに動く  
という結果になるということをおそれ  
るのであります。

なお、一九五一年九月八日、アチソン長官と吉田總理大臣との交換公文にありますれば、吉田は翌日宣誓して、この四法律案もその元閣法案の成立せんとしているのであります。が、この四法律案もその元閣法案の

條約の効力発生の後に、国際連合の軍隊が極東における国際連合の行動に従事するに当たる場合に、所得税等に関する法律案である。

車両に付する場合には、その車両が日本国内及びその附近において行動することを許し、かつその行動を容易にすることを団軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族またはP.X.食堂、社交クラブ

を確認するの光榮を有します」というと  
この公文をアメリカに対して出して  
軍基地を建設する契約工事者に日本に対しま  
ず等、軍人用販売機関または日本の米

が戦争に介入し、おが國主が戦場とな  
して、所得税、法人税、相続税、富裕  
税、通行税、印紙税、物品税、揮発油

税等を免除することになるのであります。わが國士に戦争をもたらす外国軍隊の即時撤退を要するが國民の立場から見ますれば、その誤いたもたらす外國軍隊の駐留と、それに協力する再軍備のために多大の現金を——され、差押え、競馬、重慶決定等に苦しんでいるにもかかわらず、その駐留軍に対する一切の現金を免除することは、まさに盜人に追銭のしわざといわざるを得ないのであります。

この例をあげますと、駐留軍の日本における基地建設について、合衆国政府と、合衆国に居住する個人あるいは法人との間に契約ができる場合に、その契約に基いて、日本における基地の建設、維持、運営の事業から生ずる所得に対して免税するのであります。その結果どうなるか。日本の所得税はアメリカよりも相当高いために、基地建設の一括した大契約は、この形がとらざることが予想されるのであります。アメリカ国内において、米国政府と米国の契約者と契約する場合において、アメリカの経済事情に基いて原価計算が行われ、契約額が決定されることはありません。その契約者が駆使され、不況に悩む日本経済の滞りが非常に安くたやすく買ひをされ、莫大なる利潤がアメリカの大資本家の手

に入る。どうも明らかであります。これに対して日本は税金がとれないのか、その工事費の半分は、日本国民の血の出るような税金によつて分担されるのであります。経費は半分負担せられ、低賃金でこき使われ、商品は安く買ったたかれまして、さんく、もうけられたのに対して税金をかけることができない。このような状態をどうして日本人が承知するかしまじめうか。

第二に關税等の税税であります。合衆国軍隊の公用に供するための輸入物品に対してのみならず、軍火、軍需及びその家族の私用品及び私用車両、その部品または米国軍隊の軍事郵便局を通じて入る相当量の衣料及び家庭用品等に対しては、何ら眞實的な制限をつけることなしに免稅にしてゐるのであります。すべてを税關当局の認定にゆだねてゐるのであります。が、駐留軍の機械の前にまともなく無力である日本。この政府は、結局において無制限に免稅にするといふおそれがあるのであります。

第三に国有の財産の管理に関する法律であります。米軍の使用に供する必要があるときは無償で使用を許し、その返還にあたつては、原状回復の請求権を放棄して補償の請求をしないことになつてゐるのであります。が、領事館命令によつて、過去において日本全土に





在所者の親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその者の仮出所の審理について頒出をすることができる。

2 前項の頒出者が刑務所に差し出されたときは、刑務所の長は、直ちに、これを委員会に連達しなければならない。

(審理)

第十九條 委員会は、仮出所の申請書を受理したときは、まず、申請書及び第十七條第四項の書類を調査して、その在所者が仮出所の適格性を有するか否かを判別しなければならない。

2 前項の場合において、委員会は、在所者が仮出所の適格性を有しないと認めるときは、決定をもつて申請を却下し、仮出所の適格性を有すると認めるときは、審理を開始しなければならない。

3 仮出所の審理に当つて、申請書、頒出書、報告書その他の委員会に提出された資料のみによつては、當該事案につき判断の基礎となる事実關係を明らかにすることができないときは、委員会は、申請者、頒出者その他の関係者について調査を行い、又は特に必要があるときは関係者に照会する等資料の補充に努めなければならない。

4 委員会は、審理の結果に基いて、当該事案が平和條約第十一條に定める勧告の手続をとることを相当とするか否かについて決定を

て、当該事案が平和條約第十一條に定める勧告の手続をとることを相当とするか否かについて決定をしなければならない。

5 前項の場合において、勧告の手続をとることを相当とする旨の決定をしたときは、委員会は、これを法務機関に報告しなければならない。

(処分)

第二十条 委員会は、平和條約第十一条に定める日本國の勧告及び関係國の決定によつて在所者の仮出所を許すことができるに至つたときは、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、仮出所の定めるところにより、仮出所の处分をし、その他これに必要な手続をとらなければならない。仮出所の処分をするに当つては、仮出所を許される者が仮出所中違遵守を許されなければならぬ。仮出所中の者が逃亡した場合を除き、その者に委員会又はその指名する委員の面前で弁解する機会を與えなければならない。

2 仮出所の処分の取消は、委員会が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に当つては、仮出所中の者が逃亡した場合は、假出所中の日数は、刑期に算入しない。

(保護監督)

第二十一條 仮出所を許された者は、刑期が満了するまで、委員会の監督の下で、保護監督に付する。

2 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号第三十二條、第三十三條第二項、第三十四條から第三十六條まで及び第三十九條

出所の処分の実施及び保護監督に準用する。

(処分の取消)

2 前項の仮収容状は、委員会の委員の指揮により、保護監督又は法務府事務官が執行する。

3 保護官又は警察吏員は、委員会の依頼により、仮収容状の執行をすることができる。

4 仮収容状の執行を受けた者は、

2 が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に当つては、仮出

所中の者が逃亡した場合を除き、その者に委員会又はその指名する委員の面前で弁解する機会を與えな

ければならない。

4 仮出所の処分が取り消されたと

きは、その者は、書面特典の日数

の全部を失うものとし、且つ、仮

出所中の日数は、刑期に算入しない。

(事由及び期間)

第二十二条 委員会は、左の各号の一

に掲げる事由がある場合において、特に必要があると認めるときは、決定をもつて期間を定め在所者の一時出所を許すことができ

る。

2 前項の頒出書には、左の書類を添付しなければならない。

1 前項第一項第一号又は第一号

の事由に基く頒出については、

その死亡又は危篤の事実並びに

その状況(危篤の場合は、そ

の症状及び回復の見込に関する

意見を含む。)を記載した医師の診断書、検査書又は死亡証書

二 同項第三号の事由に基く頒出

については、その災害並びにこ

者が前條第一項に該当することを疑うに足りる十分な理由があるときは、仮出所の処分を仮に取り消して、仮収容状を発することができる。

2 前項の仮収容状は、委員会の委員の指揮により、保護監督又は法務府事務官が執行する。

3 保護官又は警察吏員は、委員会の依頼により、仮収容状の執行をすることができる。

4 仮収容状の執行を受けた者は、

2 が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に当つては、仮出

所中の者が逃亡した場合を除き、その者に委員会又はその指名する委員の面前で弁解する機会を與えな

ければならない。

4 仮出所の処分が取り消されたと

きは、その者は、書面特典の日数

の全部を失うものとし、且つ、仮

出所中の日数は、刑期に算入しない。

(事由及び期間)

第二十三条 委員会は、左の各号の一

に掲げる事由がある場合において、特に必要があると認めるときは、決定をもつて期間を定め在所者の一時出所を許すことができ

る。

2 前項の頒出書には、左の書類を添付しなければならない。

1 前項第一項第一号又は第一号

の事由に基く頒出については、

その死亡又は危篤の事実並びに

その状況(危篤の場合は、そ

の症状及び回復の見込に関する

意見を含む。)を記載した医師の診断書、検査書又は死亡証書

二 同項第三号の事由に基く頒出

については、その災害並びにこ

一 在所者の父母、配偶者又は子が死亡したとき、又は危篤であるとき。

2 在所者の未成年の子を現に扶養し、又は監護する者が死亡したとき、又は危篤であるとき。

3 震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により、在所者又はその近親の住居及び家財が破壊され、又は滅失したため、在所者本人が出向かなければならぬ。

4 その後始末ができない窮状にあるとき。

5 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

6 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

7 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

8 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

9 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

10 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

11 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

12 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

13 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

14 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

15 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

16 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

17 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

18 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

19 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

20 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

21 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

22 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

23 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

24 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

25 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

26 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

27 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。





昭和二十七年四月十五日 案議院会議録第三十一号 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

すなわち、新たに平和に対する罪及び人道に対する罪等が問擬せられるに至つたのみならず、さらにその刑の執行を敗敵国が引受けけるということも、これまで世界史上初めてその例を見る事柄であります。しかも、戦犯に対する刑は、日本の国内法上のものではなく、外国裁判所の科したものであります。このいわゆる刑の執行につきましては、日本といたしましても、まつたく国際社会といたしましても、まつたく無経験の事柄でありまして、国内法上また国際法上、いろいろ困難な問題が提起されるのであります。かような次第で、いわゆる刑の執行及び赦免等につき、国内法をそのまま適用することはもとより困難であるため、ここに必要な規定を設けることについたしました。

て、この法律案に規定するもののほか、監獄法中の受刑者に関する規定を準用し、あわせて国際刑法及び国際刑罰法による被拘禁者の待遇に関する最低基準を他の国際慣行とともに遵守すべきものとしたのであります。すなわち、未決日数の算入、在所者の病院移送、善行特典等の制度が採用されていきます。

第三に、仮出所につきましては、刑期の三分の一、または刑期四十五年以上及び終身刑の者については十五年を経過したときは、本人の申出または他の者の願出により委員会が審議し、勧告を相当とするときは條約第十一條による勧告の手続をとり、これに対する関係諸国の決定をまつて、その処分を実施することいたしていります。

第四に、一時出所の制度を設けている点であります。これも從来国際慣行として行われているのを取入れておるのであります。在所者の父母、配偶者または子の死亡、危篤等の特別の事由があるとき一時帰郷を許されるものであります。

第五に、赦免及び刑の減刑につきましては、在所者及び仮出所中の者の申請、その他の者の願出あるいは刑務委員会による被拘禁者の待遇に関する最低基準を他の国際慣行とともに遵守すべきものとしたのであります。すなわち、未決日数の算入、在所者の病院移送、善行特典等の制度が採用されていきます。

長の申出もしくは委員会の議報により  
委員会が審理を行い、勧告を相当と認  
めるときは勧告の手続をとり、これに  
対する関係国の決定を待つて処分を実  
施することになつておるのであります  
す。以上が本法案の骨子でございま  
す。

さて、委員会におきましては、三月  
二十九日、政府より提案理由の説明を  
聞き、質疑を行いましたが、さきにふ  
申しましたように、戦争犯罪及びその  
刑の執行ということ自体が、日本とし  
てはもちろん、国際社会といたしま  
ても初めて歴史上経験する事柄を多分  
に包藏している関係上各委員から深く  
思いをこめた厳嵩なる質疑がなされよ  
のであります。その詳細につきまして  
は速記録に譲りますが、おもなるも  
の二、三をここに御紹介いたします  
と、一、鬼鴨戦犯及び在外戦犯の審  
査、二、鬼鴨戦犯に対する一般的措  
置、三、在外戦犯に対する方針、四、  
平和條約第十一條の連合國軍事法廷  
と、第二十五條の連合國という意義の  
異同及びその関係、五、條約第十一條  
の日本人の意義、六、執行停止の制限  
を採用しない理由、ことに高齢者に付  
し人道的立場からの必要性、七、裁  
免、仮出所等の勧告の判断の基礎とた

る條件または其準及び赦免等に関する事項を委員会の所管事項とした理由等につきましてそれぐく質疑がありましてのに対し、政府よりは、一、国内では東鴨刑務所に千七名、在外者はフィリピンに百十一名、うち五十九名が死刑未執行、ホーリーストライアにおいては二百十名、なおソ連關係は不明であり、中国關係は折衝中である。二、東鴨刑務所犯については、本法の適切な運用と外交折衝により、合法的に一日も早く自由を回復するよう最善の努力を拂いたい。三、在外戦犯については、本法を適正に適用し、國際的情韌を高めつつ、すみやかに日本帰還を促進したいたい。四、條約第二十五條と第十一條との解釈上、この條約に署名しない国の裁判の分も本法案の適用あるものと解せられる。五、條約第十一條の日本人とは、裁判当日日本人であつた者と解せられる。六、執行停止に該当するような場合は、一時出所ある者は病院送致の措置の適用によりこれを処理することができ、さらに場合によつては仮出所、赦免も可能である。七、赦免、假出所等の勧告については、最も公平妥當な基準と方法に従つて処理したい。またこれらの事項を委員会の所管とされたのは、在所者の社会復帰に適切なる

運用を期するためである等の答弁があつたのであります。  
かくして、四月十四日質疑を終つて  
討論に入り、自由党、改進党及び社会  
党より賛成の、共産党より反対の討論  
があり、多数をもつて政府原案の通り  
本案を可決した次第であります。  
以上、簡単に御報告申し上げます。

為の終つたのに、四十日にはなつて、九万五千余名の中国の市民、婦女子、幼児の射殺、首切り、舌拔き、焼殺し、目玉突き、なくなり殺しきれ殺しなどのあらゆる殺人犯罪と、強姦、輪姦、屢姦など、あらゆる破壊的な情慾犯罪などが敢行されたのであります。また昭和二十年の二月、マニラ市でも、約十万の市民を同様の方法で虐殺したのであります。比島人を殺すのは、極力一筋道にまとう、彈薬と労力を省くよううに処分せよ、死体の処理うべきをもつて、焼却または爆破自定屋に集め、あるいは川に突き落すべし、このような部隊命令と証換にかけられておるのであります。日本帝国主義者は一千萬の中印人民を殺し、百万以上のフイリピン人を殺し、ヴィトナム、マレー、インドネシア、ビルマ、ニギニア等、地獄の四分の一にわたつて、かくのことき残酷の行為をほしいままにしたのであります。

このよう、侵略戦争は人類に対する犯罪である。この戦争の組織者は、戦争の犯罪人として、その慣いをしなければならないのである。このことは、当然きわまることであります。特に二月十四日、法務委員会での、フイリピン戦犯、元中将黒田の證言によ

れば、彼はその理由も判然としないままに無期懲役から減刑され、放逐されることとなる。しかも、セブ島におわかつた者も含まれているということをあつて、わが党は、このような群下様性者を比島に残したまま、最高貴者の黒田が歸國したるがとき、無任な人身御供的な行為を嚴重に指し、私どもは断固糾弾しなければならないと考えておる次第であります。

諸君、現在ますく、原爆兵器の怖と、これによる威嚇が行はれております。しかも、化学兵器、細菌兵器などのような大量殺戮の兵器は、婦子、老人、幼児のよくな平和な住民も無差別に殺すものである。このよな侵略兵器の使用は禁止されなければならないという、あのジュネーヴ議書をしり目に、朝鮮、瀬戸等では、の恐るべき細菌兵器が使用されていきます。また日本国民は、世界人最初の原爆攻撃を受けた国民でもあります。

この日本国民は、世界の平和と人類幸福のためにも、この原爆、この細兵器の使用を中止させる権利と義務、名譽を持つてゐるものであると考えます。

戦犯としての处罚を免れた戦犯とは、すなはち天皇、财閥、官僚、寄地主などは、再び戦争を企て、今度アメリカの下働きを勤めて、再び国をこれにおり立て、許すべからざる争犯罪を再び敢行せんとしているのであります。しかも、彼らは、日本国のお願い、国民の悲痛なる運動である和運動を、殆ど知らずにも権力をもつて彈圧しておるではありますか。

日米両国政府が、もつたいたつた集のものに取締られた諒解約は、一帝國主義者と、日本のこれらの勢との仲直りにしかすぎません。サンランシスコ條約及び日米行政協定は日本の安全と独立を保障する條約でなくて、日本国民を中ソ韓に対するに引きずり込む條約である。それは日本の運命をアメリカ東軍司令官の命のままにゆだね切つた條約であります。一言にして言えば日本人を肉彈として壳り減らしたところの身売り契約であつたということもえましやう。(それが本案と何の関

があるのだ」と呼ぶ者あり)この法は、実はその目的につながるものであります。彼らは、彼らの企てであるらしい戦争に役立つ者を、千七名の戦死の中から、一時出席、假出所、赦免、減刑などと称して、新しい仲間に引ぎり出さうとしておるのが、この法の目的であります。

侵略戦争に対する少しの反省もしく、現にやじつておる諸君のよきに戦犯の处罚は、負けたためにこらむた犠牲である、戦争犯罪人は氣の毒犠牲者である、彼らは前科者ではいい、刑務所で服役させのは不當である、現在以上にその处罚を引上げようといふやうな、この質疑応答の中に、皆さん、明らかに不当なこの法の意図が、はつきりと自己暴露されおるのであります。皆さん、二犯のおそれなき者以外は新放してはならない、というのは、日本の国内法規假放放審査規程にも明らかな通りであります。

私どもは、千七名の戦犯服従者のから、新しい戦争に役立つ者だけをきりり出そうというふうな、そしてして、戦争を敢行しようといふふれたる心知らずの、国民に不幸をもたらすうな、この不届きな法案の提出を糾

し、断固反対しなければならないと  
えておるものであります。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) これにて討  
は終局いたしました。  
採決いたします。本案の委員長の  
皆は可決であります。本案を委員長  
報告の通り決するに賛成の諸君の起  
を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○副議長(岩本信行君) 起立多数。  
つて本案は委員長報告の通り可決い  
しました。  
  
日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障條約第三條に基く行政協  
定に伴う民事特別法案(内閣提出)  
○福永健司君 議事日程追加の緊急  
議を提出いたします。すなま、内閣  
提出、日本国とアメリカ合衆国との間  
の安全保障條約第三條に基く行政協  
定に伴う民事特別法案を議題とし、  
の際委員長の報告を求め、その審議  
進められることを申します。  
に伴う民事特別法案を議題としない、  
に御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(岩本信行君) 福永君の動  
議を認めます。よつて日程は追加せられ  
ました。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

昭和二十七年四月十五日、衆議院会議録第三十一号、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民軍特別法案



○國議長 岩本信行(君) 討論の通告が

あります。これを許します。田中堯平  
君。

〔田中堯平君登壇〕

○田中堯平君 大だいま議題となりま  
した案につきまして、私は日本共産党  
を代表して反対の意思を表明いたしま  
す。

平和條約、安保條約、行政協定と、  
漸次抽象的規定から具体的な規定に発

展するに伴つて、だんくと吉田政府  
の売国性が明らかになつて参つたので  
あります。この法案は、行政協定に基  
いてさらに具体的な自内立法を行つ  
ておりますが、そのこまかしと売国  
露骨に暴露されて来ておるのであります  
す。

本法案によれば、駐留軍の不法行為  
により國民のこうむる損害を、日本國  
家が血税をもつて肩がわりをして賠  
するということになつておる。こんな  
ばかりた法律が、どこの國にありま  
すか。次に駐留軍の加えた損害は國家  
がかわつて賠償するぞといふことにな  
つておるけれども、これも実はペテン  
である。本法案をございに点検をして  
みますと、賠償の場合は、きわめて  
限られた場合だけであつて、ほとん  
ど無賠償に終るであらうことが予想さ  
れないのであります。

第一に、この法律は駐留軍による損  
害に関する規定であつて、國連軍に関  
しては何らの規定もない。駐留軍が同

時に國連軍として作用するであらうこ

とは、朝鮮事変以来の実績に従して明

らかであります。最近の横田基地、

B二九の事故、あるいは西側における

爆弾等の事件のときは、これは

駐留軍ではなくして、國連軍の事件とな

るであります。從つて、何らの賠

償関係を生ずるものではないことにな

つてあります。被害者は泣寝入りと

いふ以外に方法はない。

第二に、たゞ駐留軍による損害で

あつても、演習等の軍行動による損害

である場合は、これはもう賠償しないと

いふことになつておる。軍事行動によ

る損害こそ最大の損害であるのに、こ

の点についても國民は泣寝入りをしな

ければならぬのであります。たとえ

れば、今日全國十四箇所の演習海団のた

めに、漁民は莫大なる損害——過去五

箇年間におよそ十八億というような損

害を受けおるのでありますが、この

法案が実施されますならば、これらに

対しては、演習行為、軍行動なるがゆ

に、一文の賠償請求権もないことに

なるのであります。そこで、政府に  
いよ」と呼び、その他発言する者多し  
です。何を嘗つておるのだ。そう  
だよ。

第三に、駐留軍が土地や建物を接收

する場合には、日本政府が間に入つ

て、民間と契約してこれを軍に提供す

る。政府は強制収用をする必要上、  
その法案を今上程しておるのであり

ます。しかして、多くの場合は、この

強制収用の規定の発動を見ることとな

ります。しかし、やはりこの法律の條件を

満足執行中に醉っぱらうなどといふ兵隊

は、まずないと見なければならぬ。

最後に、いよ／＼この法律の條件を

具備して、そして被害者が賠償請求

は、まずないと言なればならぬ。

一体赤の侵略などと何をもつて申され

るか。赤の侵略などはありません。

目を転じて、少し西の方をごらんな

さい。去る三日から、モスクワにおい

ては、世界の四十五箇国から五百人に

近い代表が集まつて、この半身不隨の

世界經濟を打消し、そして世界平和

と各國民の生活の向上のために、まこと

に実効的な會議をやつておるではあり

ませんか。あらゆるじやま立てをけつ

て、米國からさらにも十二人の代表が參

加しておるのであります。そして、

この會議で、ソ連代表や、あるいは中

國の代表——中國代表再漢兵兵、ソ連

代表ネスチエロフ氏などは、日本との

平和的な貿易により双方の繁栄を期す

べく、有益な、具体的な提案をしてお

ります。どこに侵略の危機が

ありますか。スターインは、最近外國

の新聞記者の質問に答えて、二、三年、





いわゆる破壊活動防止法案に対する  
抗議ストに関する緊急質問（土井直  
作君提出）

一、去る十日議員から提出した質問主  
意書は次の通りである。

麥角ニ閣下も質問主意書（深澤義守

提出）

## 官報(号外)

衆議院会議録第二十三号中正誤

頁段行誤 正  
三五五 関する 対する

衆議院会議録第三十号中正誤

頁段行誤 正  
三三六 仰合 遇合  
三三七 解頤 解雇

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価一部十円

(送付費別)

兌行所

東京品川区市谷本村町一五  
電気印刷社  
販賣部  
九〇〇〇〇